

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公告する。

令和8年3月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の名称

令和8年度東牟婁総合庁舎清掃業務

2 契約の内容

東牟婁総合庁舎内の男女トイレ、多目的トイレ等の清掃業務及び東牟婁総合庁舎廊下、階段、エレベーターホール等の清掃業務、建物外（玄関周りと階段、スロープ、駐車場、駐輪場）の拾い掃き、敷地内の花壇の草引き等
（詳細は仕様書のとおり。）

3 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって東牟婁振興局管内にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務（1年間）の受託を希望する者から見積書を提出させ、当該見積金額が予定価格以内で最低価格となった者を相手方とする。

但し、見積書の提出が2者以上無い場合は不調とし、再度公告を行うこととする。

4 契約の相手方の決定日時（予定）

令和8年3月18日（水）17時

5 契約の相手方の選定基準

上記3に規定する者で和歌山県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

6 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時00分

(2) 提出場所

和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号
東牟婁振興局地域づくり部総務県民課
電話 0735-21-9606

7 その他

この公告による契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

見積書提出における説明事項

1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び事業年度・業務名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税並びに「消費税及び地方消費税」を滞納している者でない証明書を見積書と併せて提出すること。
(※この証明書は提出日において発行後3ヶ月を経過していないものであること。)

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

東牟婁総合庁舎清掃業務仕様書

この仕様書は、東牟婁総合庁舎の清掃委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 事業年度 令和8年度
- 2 業務名称 令和8年度東牟婁総合庁舎清掃業務
- 3 業務履行の場所 新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号 東牟婁総合庁舎
- 4 業務内容
 - (1) 東牟婁総合庁舎（以下「庁舎」という。）内のトイレ・洗面所の清掃を1日ごと1回行う。
 - ア 床：ほうきで掃除後、モップで拭く。
 - イ 便器：ブラシで掃除し、ぞうきんで拭く。汚れがひどい場合は適正な洗剤を用いて洗浄し、拭く。
 - ウ 扉、壁、へだて：目の高さぐらいまで、ぞうきんで拭く。ドアノブ、手すり等を消毒する。
 - エ 洗面台、水栓、鏡等：便器以外の備品、洗面ボールとその周辺及び鏡をぞうきんで拭く。
 - オ 汚物容器等：汚物入れ及びゴミ箱の内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
 - カ 衛生消耗品：トイレットペーパー及び洗面所の液体石けんを補充し、消耗した芳香剤を交換する。
 - (2) 庁舎のロビー（1階玄関(東西)2か所、地階出入口1か所）、各階廊下（エレベーターホール含む。）、階段（東西）：掃除機等により除塵し、汚れの目立つ部分はモップ等による水拭きを行う。ドアノブ、手すり等の消毒をする。
 - (3) 喫煙所の灰皿の清掃を1日ごと1回行う。
 - (4) 庁舎玄関付近（1階南北各2か所、地階南1か所）：除塵及び水拭き（消毒を含む。）を1日ごと1回行う。
 - (5) 庁舎地階（ロビー及びエレベーターホール）に配備する車イス：除塵及びタイヤ空気圧等の点検を1日ごと1回行う。
 - (6) 庁舎の3階大会議室、1階入札室、地階面談室、地階第2会議室、地階第3会議室及び2階記者室：掃除機等による除塵及び水拭き（ドアノブ、手すり等の消毒を含む。）を1月ごと2回行う。
 - (7) 建物外（玄関外付近と階段及びスロープ、駐車場、駐輪場）：拾い掃きを1週ごと2回（原則、月曜日・木曜日に）行う。但し、休日・雨天等の場合は翌日に振り替えることとする。
 - (8) 敷地内の花壇の草引きを、期間中に1回行う。
 - (9) 適宜、観葉植物等の水やりを行う。
 - (10) 上記業務を遂行する上で必要となる機材等（衛生消耗品を除く。）は品質良好

のもので有害であってはならない。

なお、それらの機材等は受託者において負担すること。

(11) 使用道具（ほうき、モップ、ブラシ等）、衛生消耗品については、委託者から提供するが、ゴム手袋などの着用品については、受託者が持参すること。

(12) 上記業務は9時から17時45分の間に遂行すること。

(13) 臨時に新たな清掃が必要になった場合は、その旨を総務県民課職員に報告し、指示を受けること。

なお、作業中に施設の破損、故障箇所、その他異常を発見したときは、速やかに総務県民課職員に報告すること。

(14) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前に総務県民課職員に報告すること。

(15) 清掃業務により収集したごみは、分別の上、庁舎のごみ集積場所に搬出すること。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（但し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

6 報告等は、毎日、日報を作成し、総務県民課職員の確認を得ること。

7 その他

(1) 受託者は、業務実施にあたり事前に従事者名簿を提出することとする。

なお、業務遂行時には各従事者は名札を着用すること。

(2) 総務県民課職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。会議室等実施する場合は、総務県民課に計画予定を通知した上、空き状況を確認すること。

(3) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務県民課が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。

(4) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び総務県民課職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(5) 受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行うこと。

(6) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。

(7) 気象に関する警報等により不測の事態が生じて、庁舎内の職員又は従業者に危害が及ぶ恐れがあるときは、業務の中断又は休止について総務県民課職員と協議の上、協議書を提出すること。

(8) その他必要な事項については、随時両者協議の上、定めるものとする。

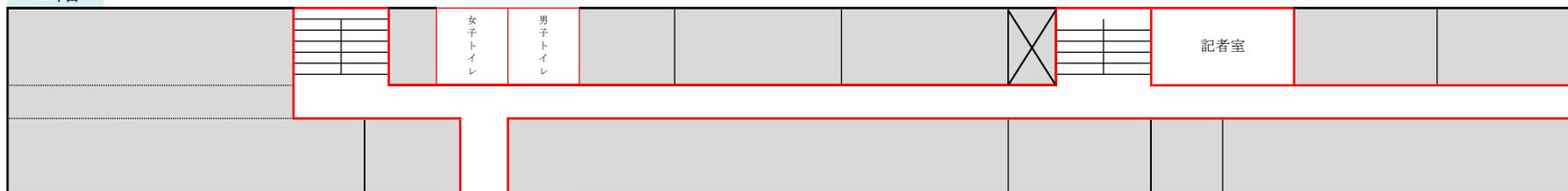
東牟婁総合庁舎(内部)清掃箇所図

3階



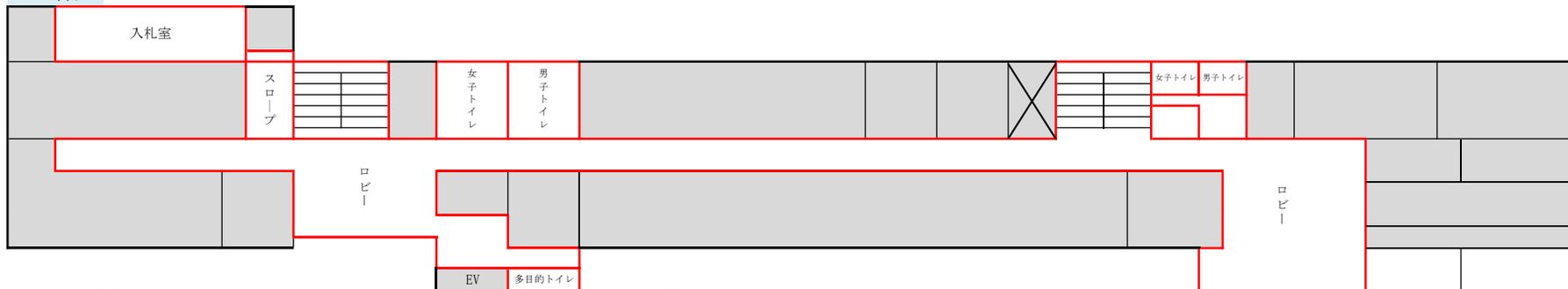
EV 多目的トイレ

2階



EV 多目的トイレ

1階



EV 多目的トイレ

地階



EV

見 積 書

見積金額

千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和8年度東牟婁総合庁舎清掃業務に係る見積金額として、上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。